二十二　平成十八年総務省告示第六百八十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二三一の項を次のように改める。

二三一	削除

二十三　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一四五の項を次のように改める。

145	削除

第一項の表一五九の項を次のように改める。

159	削除

第一項の表三三二の項を次のように改める。

332	削除

第一項の表三四八の項を次のように改める。

348	削除

第一項の表五〇五の項を次のように改める。

505	削除

第一項の表六一二の項を次のように改める。

612	削除

第一項の表六三〇の項を次のように改める。

630	削除

第一項の表六七〇の項を次のように改める。

670	削除

第一項の表七五一の項を次のように改める。

751	削除

第一項の表八一四の項を次のように改める。

814	削除

二十四　平成十九年総務省告示第四百二十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六四の項及び六五の項を次のように改める。

64	削除
65	削除

第一項の表一二一の項を次のように改める。

121	削除

第一項の表一二八の項を次のように改める。

128	削除

二十五　平成十九年総務省告示第六百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九三の項を次のように改める。

93	削除

二十六　平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六三の項を次のように改める。

63	削除

二十七　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一四〇の項を次のように改める。

140	削除

二十八　平成二十二年総務省告示第二百九十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二三の項を次のように改める。

23	削除

○財務省告示第七十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十四年二月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年三月八日

財務大臣　安住　淳

一　名称及び記号	利付国庫債券（二年）（第三百十三回）
二　発行の根拠法律及びその条項	平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十三年法律第百六号）第二条第一項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条及び第六十二条第一項
三　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）